

合併協議会だより 第20号

平成16年12月1日 ● 津地区合併協議会 ● ☎059 (229) 3450 ● FAX059 (229) 3451

津市 久居市 河芸町 芸濃町 美里村 安濃町 香良洲町 一志町 白山町 美杉村
合併協定書調印式
心豊かで元氣あふれる美しい県都



調印を終えて固い握手を交わす10市町村長（津市センターパレスホール）

合併協定書に調印

新「津市」誕生に向けて大きく前進

11月8日、津市センターパレスホールで、合併協定書調印式が行われました。

調印式では、今まで協議会で協議し確認された協定項目を記載した合併協定書に、10市町村長が署名、押印したほか、議会代表者の2号委員と学識経験者の3号委員が立会人として署名しました。

調印式が終了したことにより、今後それぞれの市町村議会で新市を設置するために必要な5つの合併関連議案が提案され審議されます。

審議の結果、すべての市町村議会で議案が可決されれば、新市が発足することが事実上決まったことになります。

目次

1 合併協定書に調印
新「津市」誕生に向けて大きく前進

2
3 第33回津地区合併協議会での議事

4
5 合併協定書調印式
合併協定書調印までのあゆみ

6 合併協定書調印式を終えて～市町村長コメント～
お便りのご紹介

7 合併協定項目
市町村合併についてご意見・ご要望をお寄せください

8 最近の動き
協議会の開催予定
構成市町村の人口

第33回津地区合併協議会での議事

10月26日、津市センターパレスホールで第33回津地区合併協議会が開催され、合併期日が平成18年1月1日に確認されたことに伴う合併協定項目の修正について協議しました。

協議された事項と結果は次のとおりです。

◆協議事項◆

議 題	結 果
①各種事務事業の取扱い（建設関係）について	①原案承認
②地方税の取扱いについて	②原案承認
③国民健康保険事業の取扱いについて	③原案承認
④各種事務事業の取扱い（農林水産関係）について	④原案承認

第32回協議会で合併期日が平成18年1月1日に確認されたことに伴い、既に協議会で確認された協定項目の中で、次の5つの協定項目が修正されました。



各種事務事業の取扱い (建設関係)

公営住宅等における家賃は、平成17年度までは現行のままとし、平成18年度から公営住宅法に基づく応能応益制度による新家賃体系に統一することが第22回協議会で確認されていますが、家賃の統一時期を平成18年度までは現行のままとし、平成19年度から新家賃体系に統一すると修正することが確認されました。



地方税の取扱い

都市計画税は、久居市、河芸町、香良洲町の区域については、市町村の合併に関する特例の法律第10条の規定により、平成21年度までの間に限り、課税を免除することが第26回協議会で確認されていますが、課税免除期間を平成22年度までの間に限り修正することが確認されました。



国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険料の料率は、平成17年度新市において当該年度の医療費に見合う料率を設定することが第26回協議会で確認されていますが、料率の設定を平成18年度新市において当該年度の医療費に見合う料率を設定すると修正することが確認されました。



各種事務事業の取扱い (農林水産関係)

生産調整関係に係る新市単独交付金については、平成16年度からの国の米政策改革に対応するための新たな制度を設け、平成17年、18年度の2年間交付し、平成19年度以降は国の動向を見ながら新たな制度を制定することが第26回協議会で確認されていますが、暫定制度の期間を平成18年度の1年間に修正することが確認されました。



新市まちづくり計画

新市まちづくり計画は第28回協議会で確認されていますが、計画期間を平成17年度から平成26年度までの10年間に修正するとともに、

議 題	結 果
⑤新市まちづくり計画について	⑤原案承認
⑥地域審議会の設置に関する協議について	⑥原案承認



協議会の様子

財政計画の期間も同様に修正します。また、将来の人口の最終見通しの年を平成27年とし、それに伴う総人口、就業人口、世帯数、昼間人口の推計値を変更することが併せて確認されました。



地域審議会

地域審議会については、第16回協議会で新市で地域審議会を設置することが確認されていますが、今回細部をまとめた内容が提示され、協議の結果、一部修正があり、次のとおり確認されました。

地域審議会の設置に関する協議

【設 置】

第1条 合併前の合併関係市町村の区域ごとに、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、地域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

【名称及び設置区域】

第2条 審議会の名称及び当該審議会の設置に係る区域（以下「設置区域」という。）は、次のとおりとする。
<3頁別表のとおり>

【設置期間】

第3条 審議会の設置期間は、平成18年1月1日から平成28年3月31日までとする。

【所掌事務】

第4条 審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

(1) 新市まちづくり計画の変更に関する事項

(2) 新市の基本構想の策定に関する事項

(3) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、前項の規定による審議及び答申を行うほか、設置区域に係る次に掲げる事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(1) 新市まちづくり計画の執行状況に関する事項

(2) 公共施設の設置及び管理運営に関する事項

(3) 地域振興の施策に係る予算に関する事項

(4) その他審議会が必要と認める事項

3 市長は、前項の規定により審議会から意見が述べられたときは、その意見を尊重するものとする。※①

【組織】

第5条 審議会は、委員15人以内で組織する。 ※②

【委員】

第6条 委員は、設置区域内に住所を有する者又は設置区域内に存する事務所等に勤務する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 地域の産業、福祉、教育、文化等に関し活動を行っている者

(3) 公募による者

(4) その他市長が必要と認める者

2 前項第3号の規定により委嘱される委員については、3人以内とする。

【任期】

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができない。

別表

名称	設置区域
津地区地域審議会	合併前の津市の区域
久居地区地域審議会	合併前の久居市の区域
河芸地区地域審議会	合併前の河芸町の区域
芸濃地区地域審議会	合併前の芸濃町の区域
美里地区地域審議会	合併前の美里村の区域
安濃地区地域審議会	合併前の安濃町の区域
香良洲地区地域審議会	合併前の香良洲町の区域
一志地区地域審議会	合併前の一志町の区域
白山地区地域審議会	合併前の白山町の区域
美杉地区地域審議会	合併前の美杉村の区域

3 委員は、設置区域内に住所を有しなくなったとき、又は設置区域内に存する事務所等に勤務しなくなったときは、その職を失う。

【会長及び副会長】

第8条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

【会議】

第9条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して会議の招集の請求があるときは、これを招集しなければならない。

3 会議は、毎年度1回以上開催するものとする。

4 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

5 会長は、会議の議長となる。

6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

8 会議は、公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

【庶務】

第10条 審議会の庶務は、本庁及び支所において処理する。

【委任】

第11条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この協議は、平成18年1月1日から施行する。

※① 下線部分が追加されました。

※② 委員数が10人以内から15人以内
に修正されました。

◇地域審議会とは

地域審議会とは、合併によって住民の意見が新市の施策に反映されにくくなるとの懸念があることから、新市の施策全般に関し、住民の意見が反映していくことができるように合併特例法で制度化された審議会です。



合併協定書調印式

11月8日、津市センターパレスホールで多数の住民が見守る中、構成市町村の議会議員や来賓の国会議員、県議会議員を招き、約300人の出席者のもと津地区合併協議会の合併協定書調印式が行われました。

内容は次のとおりです。

最初に、平成14年2月に任意の協議会が設置され、平成15年1月に法定協議会に移行してから合併協定書の調印に至るまでの経過報告が行われました。

続いて、33回にわたって開催された協議会で確認された、合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事

務所の位置など、26項目の協定項目を記載した合併協定書に10市町村長が署名、押印をしました。

その後、立会人として市町村議会の代表者の2号委員と学識経験者の3号委員が合併協定書に署名しました。そして、協議会会長からあいさつがあり、今日の調印式は任意協議会設立の日から数え、ちょうど1,000日目にあたり、新市の出発にふさわしい記念すべき日となった。

これまでの合併協議の中では課題も多くあったが、拙速を避け丁寧^{せつそく}に協議を進めてきた結果、最後にはお互いが気持ちを一つにして協定書に

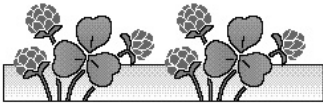
調印することができた。

合併の日までの約1年間、新市に向けての細部調整を行い、住民のみなさんの生活の安全安心を守るとともに、時代のニーズを的確に捉え、住民サービスを安定的、持続的に提供できるよう、より良いまちづくりに向けて最善の努力をしていきたい。今後も10市町村の更なるご支援、ご協力をお願いしたいとのあいさつがありました。

また、来賓の衆議院議員の中井治氏、三重県議会議員の溝口昭三氏から祝辞をいただき、多数の祝電が披露され調印式は終了しました。

合併協定書調印式 式次第

- 開式の辞
- 経過報告
- 協定書調印及び立会人署名
- 合併協議会会長あいさつ
- 来賓祝辞
- 祝電披露
- 閉式の辞



合併協定書調印式の様子

合併協定書調印までのあゆみ

平成14年

2月 津・久居・安芸郡・一志郡合併問題協議会（任意協議会）設置

4月 合併重点支援地域に指定される

平成15年

1月 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町の9市町村による津地区合併協議会（法定協議会）の設置

2月 第1回合併協議会を開催

3月 第2回合併協議会を開催

4月 美杉村加入

第3回合併協議会を開催

5月 第1回新市建設計画策定懇話会を開催

6月 第4回合併協議会を開催

第5回合併協議会を開催

第2回新市建設計画策定懇話会を開催

7月 第6回合併協議会を開催

第7回合併協議会を開催

8月 第8回合併協議会を開催

（合併の方式、新市の名称、新市の

事務所の位置を確認）

第3回新市建設計画策定懇話会を開催

9月 第9回合併協議会を開催

第10回合併協議会を開催

第4回新市建設計画策定懇話会を開催

新市まちづくり計画策定などに係る住民意見交換会を開催

10月 第11回合併協議会を開催

第12回合併協議会を開催

第5回新市建設計画策定懇話会を開催

11月 第13回合併協議会を開催

第14回合併協議会を開催

10市町村長が合併協定書に調印を行いました。



調印された合併協定書



立会人として市町村議会の代表の2号委員と3号委員が署名を行いました。

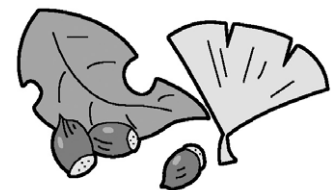


調印式を終えて協定書を手

- 第6回新市建設計画策定懇話会を開催
- 12月 第15回合併協議会を開催
- 第16回合併協議会を開催
- 構成市町村で住民説明会を開催
- 平成16年
- 1月 第17回合併協議会を開催
- 2月 第18回合併協議会を開催
- 第19回合併協議会を開催
- 3月 第20回合併協議会を開催
- 第21回合併協議会を開催
- 第7回新市建設計画策定懇話会を開催
- 4月 第22回合併協議会を開催

- 第23回合併協議会を開催
- 5月 第24回合併協議会を開催
- (議会の議員の定数及び任期の取扱い、都市計画税、国民健康保険料、下水道使用料、水道料金などの主な公共料金の取扱いを確認)
- 第25回合併協議会を開催
- 6月 第26回合併協議会を開催
- 第27回合併協議会を開催
- 7月 第28回合併協議会を開催
- (新市まちづくり計画を確認)
- 構成市町村で住民説明会を開催
- 8月 第29回合併協議会を開催

- 第30回合併協議会を開催
- 10月 第31回合併協議会を開催
- 第32回合併協議会を開催
- 第33回合併協議会を開催
- (合併期日を確認)
- 11月 合併協定書調印式



合併協定書調印式を終えて
～市町村長コメント～

合併協定書調印式終了後、市町村長から次のとおりコメントがありましたのでご紹介します。

津市長・・・今まで住民のみなさんから、いろいろな角度からの気持ちを知ることができ、これが新市の大きな財産になると思う。これからも10市町村で一緒に頑張りたい。

久居市長・・・調印することができて大変うれしい。今後は議会の議決に

向け、精一杯頑張りたい。

河芸町長・・・新市の住民一人ひとりが生き生きできるまちづくりに向けて、最善の努力を尽くし、全力をあげて頑張りたい。

芸濃町長・・・10市町村が手を取り合い調印式を迎えられてうれしい。

美里村長・・・合併までに重要項目の細部の調整、協議があり、その責任の重さに身の引き締まる思いである。

安濃町長・・・21世紀における新しい地方の型の第一歩である。合併までに新市のふさわしいあるべき姿のためにより一層頑張りたい。

香良洲町長・・・今後議会での議決があるが、10市町村が無事調印できて安どしている。

一志町長・・・新市の住民のみなさんの幸せを祈りながら調印式に臨みましたが、重責を痛感しながら調印をした。

白山町長・・・長い間今日の日を待ち望んでいたので安心した。今後は予定どおりスムーズに合併できるように願っている。

美杉村長・・・いよいよこれからが合併の本番を迎える時であり、全力を挙げて対処していきたい。

お便りのご紹介



市町村合併について、協議会事務局にたくさんのご意見・ご要望をいただきありがとうございます。
お便りの中から、要約整理してご紹介します。



- ・住民無視の合併期日の決定は納得出来ない。
- ・合併期日が延長されたことによる住民のメリットが何であるのか、また、何ができるのか、住民の目線での具体的な説明を求める。
- ・合併の期日延長には絶対反対です。早く合併を進めて新市の議員や職員の数を適正化し、人件費の削減化に努め、街の活性化を検討すべきだ。

- ・現在学童保育を利用していますが、合併後はそれぞれの良いところを生かしてほしい。
- ・山間部の道路整備は効率だけを考えるのではなく、自然や水源を守るような配慮をしてほしい。
- * 紙面の都合上、お寄せいただきましたお便りの一部しか掲載できませんが、ホームページでもご紹介していますのでご覧ください。

<平成16年10月1日から10月末日到着分まで(件)>

市町村名	お便り件数	男	女	不明	29歳以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不明
津市	29	24	4	1	-	-	2	8	11	5	1	2
久居市	13	8	5	-	-	2	3	-	5	1	-	2
河芸町	12	10	2	-	-	1	3	1	2	4	1	-
芸濃町	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
美里村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
安濃町	3	2	1	-	-	-	1	-	1	1	-	-
香良洲町	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-
一志町	9	6	3	-	1	-	-	4	1	3	-	-
白山町	5	3	1	1	-	-	-	2	1	1	-	1
美杉村	8	3	2	3	-	-	1	-	1	1	2	3
不明	5	2	-	3	-	-	-	1	-	1	-	3
合計	86	59	19	8	1	3	10	17	23	17	4	11
平成15年4月分からの合計	1270	780	365	125	15	113	156	214	311	240	29	192

合併協定項目

- 合併の方式
- 合併の期日
- 新市の名称
- 新市の事務所の位置
- 財産の取扱い
- 議会の議員の定数及び任期の取扱い
- 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
- 地方税の取扱い
- 地域審議会の取扱い
- 一般職の職員の身分の取扱い
- 特別職の職員の身分の取扱い
- 条例、規則等の取扱い
- 事務組織及び機構の取扱い
- 一部事務組合等の取扱い
- 使用料、手数料の取扱い
- 公共的団体等の取扱い
- 附属機関の取扱い
- 補助金、交付金等の取扱い
- 町、字の区域及び名称の取扱い
- 慣行の取扱い
- 国民健康保険事業の取扱い
- 介護保険事業の取扱い
- 消防団の取扱い
- 自治会等の取扱い
- 各種事務事業の取扱い
 - 男女共同参画関係
 - 人権施策
 - 国内・国際交流関係
 - 電算システム関係
 - 広報広聴関係
 - 納税関係
 - 消防防災関係
 - 交通関係
 - 窓口業務関係
 - 保健衛生関係
 - 診療所関係(直営)
 - 障害者福祉事業
 - 高齢者福祉事業
 - 児童福祉事業
 - 生活保護事業
 - その他の福祉関係
 - ごみ対策関係
 - 環境対策関係
 - 農林水産関係
 - 商工・観光関係
 - 都市計画関係
 - 建設関係
 - 下水道事業
 - 上水道事業
 - 市立学校の通学区域
 - 学校教育関係
 - 文化振興関係
 - 生涯学習関係
 - その他
- 新市建設計画



市町村合併について ご意見・ご要望を お寄せください

津地区合併協議会では、住民のみなさんから市町村合併に関する幅広いご意見やご要望をいただきながら、今後の協議に役立てたいと考えています。

すでに多くのご意見をお寄せいただいております。こうしたご意見は事務局で取りまとめ、今後の紙面ですでできる限りご紹介していきます。

- 性別 男 ・ 女 ●年齢 歳

- 住所 津市 ・ 久居市 ・ 河芸町
 芸濃町 ・ 美里村 ・ 安濃町
 香良洲町 ・ 一志町 ・ 白山町
 美杉村 ・ その他 ()

▼次のご意見を公表してもよろしいですか
はい ・ いいえ

1612

第33回協議会で合併期日の変更に伴う協定項目の修正が確認され、すべての協定項目の協議が終了したことに伴い、その内容をまとめた合併協定書に協議会委員が署名、押印を行いました。
なお、協定項目によっては、確認された基本方針に基づき、今後詳細を協議会で報告、協議し、協議会だよりで住民のみなさんにお知らせしていきます。



▼ご意見欄

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

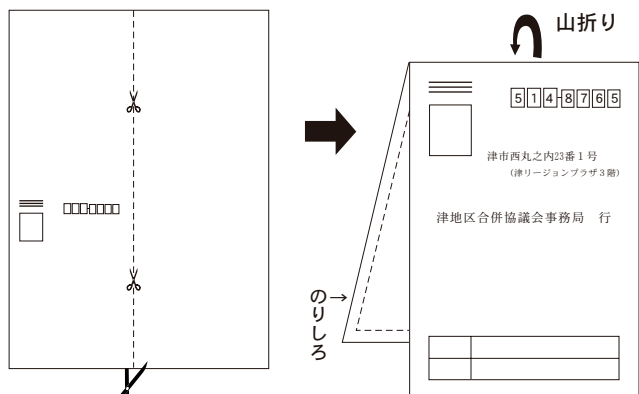
ご協力ありがとうございました。

返信用封筒の作り方

市町村合併についてのご意見・ご要望を事務局までお送りください。

裏面のご意見欄と所定のアンケート項目にご記入の上、点線部分に沿って切り取ると返信用の封筒になります。

下図のように二つ折りにしてのり付けした上で、郵送してください。（切手は必要ありません）



切り取り線に沿ってページから切り離します。

のりでとめてください。

～みんなで考えよう！市町村合併～

(山折り)

料金受取人払



5 1 4 - 8 7 6 5

津市西丸之内23番1号

(津リージョンプラザ3階)

差出有効期間
平成17年3月
末日まで有効

●切手不要

津地区合併協議会事務局 行



※差し支えなければ、ご記入ください。

ご住所	
お名前	

最近の動き

- 11月8日 合併協定書調印式を開催
- 12日 芸濃町で臨時議会を開催(合併関連議案の審議)
- 14日 安濃町のふれあい秋まつりで啓発活動を実施
一志町のふれあい産業まつりで啓発活動を実施
- 16日 河芸町、一志町、白山町、美杉村で臨時議会を開催(合併関連議案の審議)
- 19日 美里村で臨時議会を開催(合併関連議案の審議)
- 22日 津市、久居市、安濃町、香良洲町で臨時議会を開催(合併関連議案の審議)
- 12月1日 合併協議会だより第20号を発行

協議会の開催予定

12月の協議会の開催日は現在のところ未定です。
決まり次第、合併協議会のホームページでお知らせします。

構成市町村の人口

291,815人

津市	165,299人	安濃町	11,489人
久居市	42,165人	香良洲町	5,502人
河芸町	18,425人	一志町	15,296人
芸濃町	8,728人	白山町	13,644人
美里村	4,286人	美杉村	6,981人

平成16年9月30日現在の人口(外国人を含む)。ただし、津市、河芸町、香良洲町は、平成16年10月1日現在。

次回合併協議会だより第21号は
来年2月1日に発行予定です。

編集/発行

津地区合併協議会事務局

(津リージョンプラザ3階)

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

☎059(229)3450 / FAX059(229)3451

Eメール gappei@city.tsu.mie.jp

ホームページ <http://www.tsu-gappei.jp>